

平成 27 年度予算編成について

1 予算編成方針

(1) 町の状況

様々な国策により、日本経済は少しずつデフレからの脱却へと向かっていると評されています。しかし、生産労働人口の減少、高齢化による社会保障費の肥大化などに対処するため、国が消費税増税に踏み切ったことから、不況と物価上昇が共存する「スタグフレーション」に陥ることさえも囁かれています。また、東北の復興、東京オリンピックの開催、都心のマンション建設ラッシュなどにより、建設業界における人手不足が顕著となり、経費の高騰による入札不調などの歪が出始めています。

町の状況に目を向けると、国と同様に生産労働人口の減少や社会保障費の増大は、大きな懸念材料となっています。これは、一昔前であれば一部の過疎地域の問題でしたが、今や全国的な問題であり、人口減少などによる町税収入の減少が見込まれることから、行政サービスの維持を図るため、税、料などの引上げ等について検討を急がねばなりません。

また、町内の各公共施設は、老朽化による更新時期が迫りつつあり、町全体の公共施設のあり方について、計画に基づいた対策が迫られています。

町をとりまく環境は、日々厳しさを増しており、この状況に対処するため、様々な施策を適切かつ迅速に実行しなければならない状況です。

(2) 編成方針

- ① 平成 27 年度は、第 5 次二宮町総合計画の 3 年目、前期基本計画の最終年度となることから、引き続き総合計画との整合性に留意した予算とし、計画に位置付けのない事業は、緊急性が認められるもの以外は、原則として予算化しないものとします。
- ② 行政評価の結果については、適切に予算へ反映させるよう取り組むこととします。
- ③ 消費税率の引上げ（8%⇒10%）を念頭に置きながら予算編成並びに条例、規則等の改正に取り組むこととします。
- ④ 聖域を設けず、事業の廃止・縮小を含む合理化策を講じて歳出削減を図り、歳入においては、既存財源の見直し及び新たな財源の創出を図り、身の丈に合った持続可能な体制を構築することとします。
- ⑤ 予算査定は、「一件査定方式」により実施します。また、予算全てにおいて適切な積算根拠を備えたものとし、町民に対して十分な説明責任を果たしていきます。
- ⑥ 平成 27 年度は、町制 80 周年にあたりますが、記念事業は 80 周年に相応しいものとし、かつ限定的に予算化することとします。

2 財政状況の見通し

(歳入)

当町の基幹的歳入である町税は、景気回復の報道に反し、人口減少などを要因として、平成 27 年度は減少するものと見込んでいます。これに対して地方消費税交付金は消費税率の引上げに伴う影響で平成 26 年度当初と比べて 20%程度の増収を見込む予定です。

地方交付税については、地方消費税交付金の増加はあるものの、町税収入の落ち込みにより基準財政収入額は減少することを見込んでいるほか、基準財政需要額では、臨時財政対策債償還費の増加が見込まれており、交付額が増加する要因があるものの、国は概算要求段階で地方交付税を前年比で 8,000 億円以上減額して要求していることから、町への交付額は前年比で大きく減少する可能性があります。

投資的経費を積極的に予算化し、財源に地方債を活用してきたこと及び普通交付税の振替である臨時財政対策債の発行により、一般会計の地方債残高は平成 25 年度末で 74 億円を超え、引き続き増加傾向にあることから、借入にあたっては限定的かつ抑制的なものとする予定です。

(歳出)

歳出予算においては、消費的経費のうち、扶助費は子育て支援、高齢者及び障がい者等への対策のため、引き続き増加する見込を立てざるを得ない状況です。

物件費は、施設管理経費の見直しなどにより、これまで一定の削減効果が認められてきました。しかしながら、地道な努力、工夫によって削減してきた経費は、公債費（借金返済）や特別会計への繰出金など、増加する傾向が顕著な経費に吸収されてしまい、政策的な経費へ回すことができないことから、経費削減への取組みは、継続的な対応が求められています。

投資的経費は、平成 27 年度にあっては、ごみ処理広域化に伴う（仮称）剪定枝資源化施設建設事業、消防救急デジタル無線整備事業など、計画された必須の事業を最優先とし、その外の切迫性が認められない事業や財源の裏付けが乏しい事業については、当面の間先送りとするべき状況です。

(まとめ)

以上の状況を勘案すると、平成 27 年度歳入歳出予算は、景気回復基調に反して極めて厳しい状況にあると捉えています。

よって、予算要求段階における歳入と歳出の乖離は、前年同時期と比べ、その幅は拡大するものと見込んでいます。このことから、例年以上に予算の効果、方向性、優先度などを見定めた予算要求が必要とされています。

3 基本的事項

「1 予算編成方針」及び「2 財政状況の見通し」を踏まえた上、次に記した各事項に十分留意し、平成 27 年度予算の見積りをしてください。

- (1) 平成 25 年度より施行した第 5 次総合計画実施計画（以下、「総合計画」という。）に位置付けられた各事業の進捗状況等を勘案し、かつ平成 27 年度重点施策を念頭に置き予算編成に取り組んでください。また、総合計画に位置付けのない新規事業、既存事業の統廃合がある場合は、別紙「平成 27 年度予算編成に係る新規・廃止事業等調査シート」を提出してください。
- (2) 部長査定については、各部等毎に日程調整の上、実施してください。なお、選管・監査は総務部長査定とし、農業委員会は都市経済部長査定となります。各課等については、部長査定の経過を明らかにするために、査定結果を提出してください。
- (3) 議会からの予算・決算審査意見、監査委員からの決算監査審査指摘事項については、十分に精査した上で予算見積りに反映させてください。
- (4) 財務会計システムの更新に伴い、原則として、一つの歳出事業に複数の課の予算を編入することは認められません。よって、各事業内の精査に努め、各課連携して予算計上してください。また、今回より財務会計システムへの入力のみによる予算要求としますので、紙による提出は不要とします。（システム入力後のデータについては、各課等で十分に精査してください。）
- (5) 町税、保険税、保険料、使用料及び手数料、負担金等の滞納繰越額については、可能な限り高い目標となる徴収率に基づき予算見積りしてください。
- (6) 技術的な理由により職員で設計額を積算できないものは、原則として設計委託の予算を計上してください。また、入札による落札を見越した価格による予算計上とはせず、積算根拠を開示できるよう適切に積算してください。（見積書ベースでの計上が社会通念上やむを得ないと判断されるものは、複数社から見積書を徴してください。）以上の方針により、採択される事業数は自ずと限定的となりますので、必ず優先順位を付けて予算計上するなどの対応が必要となります。
- (7) 委託料等の物件費については、施設の法定点検等、法律で定まっているものを除き、ゼロベースで見直しを図ってください。また、町単独の扶助費・補助費等も引き続き見直しを行い、縮減または廃止する場合は、その根拠等を含め、内容を報告してください。

- (8) 維持補修費は、施設及び附随する設備等の状況が当該施設等の利用者に対し不利益や危険を及ぼす可能性がある場合や通常業務に支障が生じる場合の修繕費の計上に限定してください。また、各施設の修繕計画を査定時に提示してください。
- (9) 団体等への補助金は、原則として要求された額を計上してください。補助対象である全団体を実績に基づき分析した上で1件査定を実施するので、団体の実績、今後の活動予定などを取りまとめておいてください。
- (10) 工事請負費、委託料等を予算見積りする上では、昨今の人件費の上昇傾向、物価上昇などを十分に配慮してください。また、複数年により事業執行する予定であるものは、継続費や債務負担行為を設定することを念頭に置いてください。
- (11) 報酬、賃金及び報償費により任用する者の単価等については、近隣の状況を調査、勘案した上で予算編成することとします。
- (12) 各事業に係る人件費等を総合的に勘案した上、無理のない範囲で予算計上してください。また、工事などを公共施設課に執行委任する予定のものは、予算見積書提出前に十分に事前調整を行うとともに予算要求書中にその旨を必ず記載してください。
- (13) 消費的経費（人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等）については、節減の目安として、対前年比で5%以上の削減をしてください。

4 日程

平成27年度予算の編成日程（予定）は、次のとおりとします。

区 分	日 程
予算見積書提出（入力）期限	平成26年10月20日(月) ※期限厳守
1次査定（政策部長・財政課長）	平成26年11月20日(木)～平成26年12月10日(水)
2次査定（町長・副町長）	平成27年1月5日(月)～平成27年1月20日(火)
内示	平成27年2月4日(水)
予算書校正	内示後2日程度

※1 上記の日程は、事情により変更されることがあります。

※2 各課別の査定日程については、追って通知します。

※3 1次査定には、副主(技)幹以上の職員のうち、所属長が必要と認める者の出席をお願いします。

平成27年度 重点施策（事業）について

1 重点施策（事業）の推進について

平成27年度は、11月3日に町制施行80周年を迎える節目の年となり、町民と行政が一体感を持った事業を展開し、誰もが町に誇りと愛着が持てるような施策を推進する。さらに、第5次二宮町総合計画が3年目を迎え、前期基本計画の仕上げ年度として着実な事業推進を図るとともに、行政評価の結果を踏まえながら、中期基本計画の策定に向け、変化する時代に合わせ、必要な見直しを行う。

また、平成26年度末に策定される、新しい「二宮町行政改革大綱」に基づき、これまで以上に、行政改革による効率的・効果的な行政運営に努めることが求められる。

社会情勢に目を転じると、町制施行当時に8,248人(1,594世帯)であった人口は、2001年の30,884人(11,023世帯)をピークに減少に転じ、2013年には29,036人(11,506世帯)となり、平成26年度においても人口減少の流れは続いている。

少子化社会・高齢化社会の進行は待ったなしであり、持続可能な町政運営のためには、町民・地域・行政の役割分担を踏まえながら、適切な事業量の把握に努め、多様化・高度化する町民ニーズに的確に対応することが必要になる。

以上のことから、平成27年度の重点施策（事業）を次のとおり掲げ、優先的、横断的に事業の推進を図っていく。

2 重点施策（事業）について

(1) 生活の質の向上と定住人口の確保

- ① 高齢者等の安心な暮らし支援
- ② 子育て・子育て支援と教育・学習環境の充実
- ③ 協力と支え合いによる福祉のまちづくり
- ④ 子育て世代の定住促進

- 高齢者の生きがい支援
- 町内事業者等と連携した要支援者対策と介護保険料の見直し
- 在宅医療の推進
- 子ども・子育て新制度の確実な運用
- 子育て、子育て、親育ち等相談業務の充実
- 小児医療費助成の拡充
- 放課後児童対策の充実
- 学校教育環境の充実と特色ある学校教育の推進
- 子育て支援の促進
- 空き家対策と住環境の整備による定住促進

(2) 環境と風景が息づくまちづくり

- ① 二宮の自然、文化、住環境の魅力づくり
- ② 「二宮ブランド」の開発と活性化
- ③ 「みんながスポーツ」による健康づくりと賑わいの創出
- ④ 多様な観光メニューの開発による観光の振興
- ⑤ 交流拠点の創出

- 放課後子ども教室の推進
- 芸術・文化の振興
- ごみ処理広域化による円滑なごみ処理の推進
- 地球環境保全事業
- 公共下水道の整備促進
- 公園・広場の充実と適切な管理運営
- オリーブ栽培の普及
- 二宮ブランドの普及・販売促進、新商品の開発
- スポーツ活動の推進による健康づくり支援
- 観光協会の自立に向けた支援
- 商工業の振興
- 東京大学二宮果樹園跡地の本格利活用に向けての取組みの推進

(3) 交通環境と防災対策の向上

- ① 「二宮の顔」づくり＝駅北口の整備
- ② コンパクトな町に相応しい「みんなの交通環境」整備
- ③ 「安全・減災都市二宮」づくり

- 国直轄事業の着実な推進
- 北口駅前周辺道路整備計画の検討
- 狭あい道路の拡幅推進、道路・歩道環境の整備
- 地域公共交通の検証と町外への運行検討
- 1市2町消防救急無線（活動波）デジタル化整備
- まちの安全施設維持・整備
- 災害に強いまちづくり

(4) 戦略的行政運営

- ① スリムで効果的な行財政運営の確立
- ② 総合計画に基づいた政策マネジメントの推進
- ③ 広域行政による自治の推進
- ④ 「二宮PR」大作戦の展開

- 対話型まちづくりの推進
- 職員研修の充実と人事評価制度の確立
- 総合計画の推進（中期基本計画の策定）
- 行政改革の推進（次期行政改革大綱・推進計画の進捗管理）
- 適正な公有財産管理
- まちづくり条例（仮称）の制定に向けての取組みの推進
- 広域行政の推進
- 情報発信力の強化